

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
1	入札説明書	17	第6	1	6)	②	対面的対話確認事項	事前に貴組合にご提出する確認事項について、入札説明書等に係るものであれば、内容に制限はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	入札説明書	17	第6	1	6)	④	対面的対話の実施日	対面的対話の実施日について、4月7日の資料提出期限後に貴組合より通知いただくとありますが、実施日が4月12～16日であり、本事業に関してご説明・応答できる出席者の選定や出張の手配などの段取りが必要となりますので、入札参加資格審査を通過した者には、順次日程の内示を頂けないでしょうか。また出席者の人数に制約がございましたら、ご教示ください。	実施日に関しては、当回答後順次開催日時等をご通知させていただきます。また、実施方法については、今般のコロナ禍の状況を鑑み、条件指定のうえ、オンライン形式による開催とし、条件についても開催日時等と併せてご通知いたします。条件に開催場所を指定する場合、出席者の人数は8名までと致します。
3	入札説明書	17	第6	1	6)	⑤	回答の公表	確認書に対する回答は、個別に回答いただき公表されないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
4	入札説明書	18	第6	1	7)	⑤	基礎審査に係る修正要望	基礎審査に係る修正要望を受けて提出する修正後事業提案書に対応する見積書とは、事業計画書（様式7-1～7-11-2）と入札書（様式9）を指し、令和3年7月28日に提出する同書類を差し替えるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	入札説明書	22	第7	4			事業提案書類	提案書の電子データ（DVD等）は正本と副本の2種類が必要でしょうか。	お見込みの通りです。
6	入札説明書 添付資料-4	31					業務範囲分担保 運営管理	搬入管理の備考に「不適物を混入させた事業者に対する本組合の構成市町村による訪問調査を行う。」とありますが、訪問調査の際の運営事業者の協力は不要と考えてよろしいでしょうか。	記載の通り、訪問調査については構成市町村が行いますが、状況に応じて協力を要請した場合には、ご協力をお願いします。
7	入札説明書 添付資料-7	41	(14)				リスク分担 周辺住民対応リスク	「事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの」に対するリスク対応が、事業者のみ負担とされておりますが、評価いただいた提案内容に変更を要する場合には、その変更内容に対する費用・工期に関し、ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	内容により協議対象とする場合もありますが、原則「事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの」に対するリスク対応は、事業者の負担とします。
8	入札説明書 添付資料-7	43	(50)				ごみ質変動リスク	「想定ごみ質から著しく変動した場合の処理に関する」リスクは貴組合の負担となっておりますが、この「著しく変動した場合」について、具体的な判断基準をご教示ください。	発注者または事業者からの申し出があった場合に、協議により定めるものとします。
9	基本協定書(案)	5	第4条	2			基本契約不調の場合 の処理	基本契約の締結が、第1条に定める議会において否決された場合には、受注者【及び本件SPC】にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責任を負わないものとするものとありますが、入札説明書添付資料-7において議会議事は貴組合所掌と記載があります。受注者及びSPCの責に帰すべき事由がなく議決不承認となった場合には受注者及びSPCに生じた損害は貴組合負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）を正とします。
10	基本契約書（案）	3	第7条				債務不履行等	受注者【及び本件SPC】の協力企業のいずれかが発注者に損害を与えた場合、受注者【及び本件SPC】の協力企業は、連帯して、発注者に対する損害賠償債務を負担する旨の記載がございますが、本件事業の性質上全ての協力企業が債務を負担することは適当ではないため、発注者への損害に起因しない協力企業は連帯債務から除外し、代表企業（SPCを設立する場合には構成員を含む）に限定して頂けませんでしょうか。	基本契約書（案）の通りとします。
11	基本契約書（案）	6	第12条	3			不可抗力	「新型コロナウイルス等」の疫病による影響につきまして、不可抗力の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。万一、必要な対策を実施したうえで、工事現場内での感染発生など諸官庁の指導による現場作業停止などの措置がとられた場合に、不可抗力の対象となり、工期・費用についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本事業では、建設並びに運営・維持管理業務において新型コロナウイルスに対する対策を要求しており、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約に基づく義務の履行に際して、事業者が新型コロナウイルスへの対応を行う義務を負うため、不可抗力の協議対象外とします。なお、新型コロナウイルス以外の感染症については、「不可抗力」への該当性を含めて協議対象とします。

12	建設工事請負契約書(案)		様式第4号(第13条関係)					住宅建設瑕疵担保責任保険	建設工事請負契約書に「住宅建設瑕疵担保責任保険」とありますが、該当がない場合は空欄にてよろしいでしょうか。	可とします。
13	建設工事請負契約書(案)	9	第16条	2				発注者が行う関係法令の諸手続等による本件工事等の内容変更又は契約解除	「本項によりこの契約が解除された場合、第51条の規定に従って対応する」とありますが、受注者に損害が発生した場合は、発注者により当該損害を負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約第16条の2第1項における「第51条」は「第53条」に訂正します。受注者の損害賠償請求に関する規定は第56条にあります。同条第1項第2号のとおり、発注者について債務不履行又は履行不能が認められる場合には、受注者は損害賠償請求が可能です。
14	建設工事請負契約書(案)	18	第39条	1				債務負担行為等に係る契約の特則	支払限度額は、受注者が入札時に提示した建設費内訳および工程に基づき記載するという理解でよろしいでしょうか。各年度の支払限度額について制約があればご教示ください。	支払い限度額に関してはお見込みの通りです。各年度の支払限度額の制約は特にありません。
15	運営維持管理業務委託契約書(案)	2	第7条	1				契約保証金	運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、保証を付さなければならない旨の記載がございます。一方で、「入札説明書 21頁 3. 契約手続き 4) 入札保証金及び契約保証金 ②契約保証金等 (イ) 運営・維持管理業務委託契約」においては、年度運営費の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営・維持管理業務委託契約の締結時に納付する、との記載がございます(基本契約書(案) 別紙3 2項も同様です)。運営業務委託契約書(案)に記載の付保期日を正とし、各事業年度の開始日までに付保すればよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約の締結前までは同契約の効力が生じないため、基本契約書第11条第2項に従い(入札説明書と同様)、運営・維持管理業務委託契約の締結時までに当初1年分の保証を付し、運営・維持管理業務委託契約の締結後は、同契約第7条第1項に従い、各事業年度の開始日までに1年分の保証を差し入れて下さい。
16	運営維持管理業務委託契約書(案)	2	第7条	1				契約保証金	運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、保証を付さなければならない旨の記載がございますが、複数年度での保証の付保もお認め頂けませんでしょうか。	不可とします。
17	運営維持管理業務委託契約書(案)	2	第7条	1	2			契約保証金	保証金の額は常に運営保証対象額(本契約に基づく契約金額を25で除した金額の10分の1に相当する金額)以上としなければならないとの記載がございますが、予定の運営費に対する運営保証対象額という理解でよろしいでしょうか。	運営保証対象額は、括弧書に記載のとおり、契約金額を25で除した金額(一年分の金額)の10分の1に相当する金額です。なお、契約金額は、各事業年度毎に更新される金額としてください。
18	運営・維持管理業務委託契約書(案)	5	第17条	2				資格者配置	資格者配置は、要求水準書第Ⅱ編P13第2章第2節の表2.2-1運営・維持管理必要資格(参考)と同様に、(1)～(8)にご提示いただいた資格を参考とした上で、本施設の運営・維持管理業務を行うにあたり必要な資格者を配置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
19	運営・維持管理業務委託契約書(案)	9	第24条	3				処理不適合物の取り扱い	「内容物検査の検査方法、検査の実施等の原因で処理不適合物が混入したことにより、本施設に故障等が生じたことが明らかになった場合・・・中略・・・第37条および第50条の規定に従う。」とありますが、文頭部は「内容物検査の検査方法不備、検査の実施不備等の原因で」と理解すればよろしいでしょうか。	質問の「不備等」の具体的内容が明確ではありませんが、現行案の第24条第3項の文言どおり「検査方法、検査の実施等の原因で処理不適合物が混入した」場合に適用があります。
20	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第34条	4				臨機の措置	不可抗力(受注者の責めに帰すことのできない事由を含む)による臨機の措置につきましては、不可抗力の発生後のみならず、貴組合との協議により不可抗力による事故、災害等の防止が必要であると認められた場合には、事前の措置についても本条文的対象となると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

21	運営維持管理業務委託契約書（案）	12	第35条	1, 2				費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	第1項においては不可抗力又は受注者の責めに帰すべき事由でないことを受注者が明らかにした場合には発注者が当該費用（保険等によりてん補された部分を除く）を負担する旨の記載がございますが、一方、2項においては不可抗力（受注者の責めに帰すことができない事由を含む）の場合においても契約不適合による場合には、要する費用は受注者が負担すると読み取れます。不可抗力の場合においては第1項が優先されるものと理解してよろしいでしょうか。	第2項の冒頭で「前項の規定にかかわらず」と規定しているため、第2項所定の「建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中、本施設の契約不適合により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合」には第2項が適用され、それ以外の場合には、第1項が適用されます。
22	運営維持管理業務委託契約書（案）	13	第36条	1				その他要求水準未達成に対する運営固定費の減額	「入札説明書等（中略）に規定する業務水準が達成されていないと発注者が判断した場合には、（中略）運営固定費を減額する。」とあります。「業務水準」とは「要求水準」「技術提案内容」および「契約書」との理解でよろしいでしょうか。	「業務水準」は、入札説明書等（要求水準書運営業務編、事業提案書及び要求水準書運営業務編に係る質問回答を含むがこれに限りません。）に規定される業務水準を意味します。
23	運営・維持管理業務委託契約書（案）	18	第52条	2				第三者損害	「1項に規定する事由以外の事由により、運営業務の実施により第三者が損害を受けた場合（通常避けることのできない・・・地盤沈下、地下水の断絶・・・）・・・、発注者および受注者は協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定する。」とありますが、受注者に責めない損害については貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	発注者または受注者のいずれの帰責事由による損害か特定できない場合を含め、受注者の故意若しくは過失又は法令等の不遵守以外の事由により損害が発生した場合には、全て、当該損害額にかかる両者間の負担割合を協議するものです。
24	運営・維持管理業務委託契約書（案）	18	第53条	1				保険	事業提案書で提案された保険を記載しますとありますが、事業提案書に付保する保険の内容を明示する部分がございます。落札者決定後に、必要となる保険を落札者が提示するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、第57条第1項第(1)号所定の第三者損害賠償保険の内容は別紙3に記載されております。
25	運営・維持管理業務委託契約書（案）	20	第55条	5				不可抗力	「発注者は～（中略）～発注者が損害と認めるもの（保険等によりてん補された部分を除き、また、逸失利益を含まない。）のみを賠償する。」とありますが、「損害賠償額については発注者と受注者間に協議・合意する」という内容への変更していただけないでしょうか。	原文の通りとします。
26	運営・維持管理業務委託契約書（案）	20	第56条					不可抗力	新型コロナウイルス等の感染症の流行は不可抗力とみなし、受託者が通常予見可能な範囲の対策を実施していたにも関わらず、社会的な感染の拡大等により損害や追加費用が生じた場合には、委託費の見直しについて別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本事業では、建設並びに運営・維持管理業務において新型コロナウイルスに対する対策を要求しており、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約に基づく義務の履行に際して、事業者が新型コロナウイルスへの対応を行う義務を負うため、不可抗力の協議対象外とします。なお、新型コロナウイルス以外の感染症については、「不可抗力」への該当性を含めて協議対象とします。
27	運営・維持管理業務委託契約書（案）	20	第57条	6				地域住民対応	「発注者が住民等と結ぶ協定等」とありますが、どの様な内容を想定されているかご教示ください。また、協定等により事業者には過大な業務負担が生じないとの理解でよろしいでしょうか。	協定の内容については、現時点で想定しておりません。業務負担については、現時点ではお見込みの通りです。
28	運営・維持管理業務委託契約書（案）	26	第67条	5				著作権の利用等	発注者又は発注者の指定する者は、本契約終了後も、受注者が提出した成果物について、自らの裁量で利用できる規定となっておりますが、有期又は、第三者への開示の際には受注者の事前承諾を得て頂けないでしょうか。	原文の通りとします。
29	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	3	第1章	第1節	5	(2)		敷地面積	「（造成面積は隣接する天理市事業用地（約0.6haを含む約2.2ha）」とありますが、造成に関しては、天理市用地を含めて本事業で整備することでしょうか。また、造成工事には調整池の築造工が含まれるのでしょうか。	お見込みの通りです。
30	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	3	第1章	第1節	4			実施場所	農地転用等は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

31	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	3	第1章	第1節	5	(2)		都市計画区域の変更	「隣地民家が移転された場合～」とありますが移転は決定事項でしょうか。全体配置計画に大きく影響する部分ですので明確な回答をお願いいたします。また民家移転後の敷地面積は約2.3ha（＝1.6+0.6+0.1）という認識でよろしいでしょうか。	隣地民家の移転については、現時点では確定事項ではありません。組合としては、移転補償費を令和3年度当初予算として見込んでおり、来年度以降に正式に契約を締結することを予定しています。事業敷地面積については、仮に隣地民家の面積（約168㎡）が増加した場合でも、約2.2haのまま変動しません。	
32	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	4	第1章	第1節	6	(3)	10)	⑦	文化財保護法	「※令和3年試掘調査予定有り」とありますが、試掘調査により文化財が発掘された場合は工期等について、延長協議をして頂けると考えてよろしいでしょうか。	状況にもよりますが、基本的にはお見込みの通りです。
33	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	5	第1章	第1節	6	(5)	5)		雨水	雨水の放流先が公共用水域とありますが、敷地南北の雨水側溝、もしくは水路への排水量の割合指定はありますか。	放流先は、現況と同様の箇所とします。なお、排水量割合は現時点では把握していません。設計段階において、関係部署と協議の上、決定します。
34	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	6	第1章	第1節	8	(1)			建設工期	令和7年4月末とありますが、令和7年4月30日と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
35	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	7	第1章	第2節	1	(2)			共通事項	生活環境影響調査の評価について事後調査内容が記載されていますが、工事範囲としては工事敷地からの各排出基準値をクリアすれば合格との理解でよろしいですか。	生活環境影響調査書を確認し評価内容と齟齬のない計画として下さい。
36	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	7	第1章	第2節	1	(9)			共通事項	プラント設備の耐震設計は地震時の損壊防止と地震後の機能確保を図ることを目的とし、建物の構造体に関し規定した『建築構造設計基準』ではなく、設備機器や配管類の損壊や移動・転倒による直接的被害防止に関し具体的に規定された『建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）』に準拠し、アンカーボルト含めたプラント設計を行うことでよろしいでしょうか。装置の一部であるプラント機器の脚は本項目の対象外としてよろしいでしょうか。	提案によるものとします。
37	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	8	第1章	第2節	(19)				緊急避難通路	建築基準法、及び、消防法に準拠し計画予定です。特に、計画における要望や必須事項はありますか。	必須事項は、要求水準書に示すもの以外はありません。要望事項は、本質問回答ではなく、必要に応じて対面的対話で取り扱います。
38	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	7	第1章	第2節	1	(14)			共通事項	「日本一イケてる施設」とありますが、受注後に要望により、要求水準より大きく仕様の変更が発生した場合の費用について、貴組合にて負担していただけるのでしょうか。	実施方針でも回答した通り、あくまでキャッチフレーズとして、本組合が目指す施設の姿を示したものです。本項だけに基づく「仕様の大きな変更」はないと考えます。
39	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	8	第1章	第2節	1	(24)			エネルギー回収型廃棄物処理施設に関連する設備	①排ガス濃度状況等（環境モニタリング表示盤）、②ITV装置モニタ、③ごみ焼却量、ごみ搬入量・・・解析及び中央制御室オペレータコンソール主要画面表示・・・」の設備費用については、関連する全ての工事費用を含め、エネルギー回収型廃棄物処理施設側負担との考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、事前の調整及び工事への協力をお願いします。
40	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	12	第2章	第1節	1	(1)			公称能力	不燃粗大ごみヤード可燃粗大ごみヤードの規模を決める為、粗大ごみの不燃と可燃の計画重量割合をご教示願います。	重量割合のデータはありませんが、参考として処理対象の7市町村の粗大ごみの処理後の内訳は、平成29年度実績で、焼却：63%、埋立：13%、資源化：24%、平成30年度実績で、焼却：65%、埋立：14%、資源化：21%となっています。
41	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	12	第2章	第1節	1	(1)			公称能力	紙類ストックヤードは、新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳パック、4種類に分類すればよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通りです。
42	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	12	第2章	第1節	1	(1)			公称能力	ストックヤードに貯留する紙類の組成比率をご教示ください。（新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳パック、4種類）	別添資料を参照願います。
43	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	12	第2章	第1節	1	(2)			処理対象ごみ	事業開始以降は、組合構成市長村（1市5町1村）の処理対象ごみは、表2.1-2の内容に統一されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りです。
44	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	13	第2章	第1節	1	(2)			表2.1-2 処理対象ごみ	表2.1-2のストックヤードに保管する①、③、⑤、⑥、⑫などについて、引渡しに際して除袋する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
45	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	13	第2章	第1節	1	(2)			表2.1-2 処理対象ごみ	有害ごみ（電池、蛍光管、水銀を含む製品など）は分別されて搬入されるのでしょうか。	お見込みの通りです。

46	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	13	第2章	第1節	1	(2)		表2.1-2 処理対象ごみ	蛍光管は割れていない状態で搬入、荷下ろしされると認識していますが、万一、割れが生じているものの対処方法をご教示ください。	蛍光管については、割れたものも含め一括で収集・搬入・荷下ろしをします。 保管方法は、提案によるものとします。
47	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	13	第2章	第1節	1	(2)		表2.1-2 処理対象ごみ	昨今、小型家電に含まれるリチウムイオンバッテリーなどによる火災が増えておりますが、収集・運搬車両や荷下ろし方法をご教示ください。※方法によっては、貯留中に火災に至る懸念を考えます。	収集・運搬車両については、ダンプトラックを使用します。 荷下ろし方法については、収集状態のまま荷台を傾斜させて実施しています。 貯留中の対策については、提案によるものとします。
48	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	13	第2章	第1節	1	(2)		表2.1-2 処理対象ごみ	ストックヤードに保管する小型家電は「制度対象品目」が搬入されるとの事ですが、万一、引取業者により対象品目を厳選されるなどが生じ、選別や処理などの業務が事業者追加となった場合は、別途費用精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	協議により、決定します。
49	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	13	第2章	第1節	1	(2)		表2.1-2 処理対象ごみ	不燃ごみに小型家電が含まれることが確認された場合、回収して小型家電としてストックヤードに保管するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
50	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	13	第2章	第1節	1	(2)		表2.1-2 処理対象ごみ	スプレー缶の処理方法搬入されたスプレー缶は、そのまま、搬出と考えるとよろしいでしょうか。フレコンバック等の必要はありますでしょうか。	スチール缶やアルミ缶と同様の処理を考えています。なお、構成市町村における穴あけは任意となっています。
51	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	13	第2章	第1節	1	(2)		表2.1-2 処理対象ごみ	スプレー缶の処理を金属プレス機で処理する場合、穴の開いていないスプレー缶を金属プレスで圧縮すると、火災のリスクがありますがどのようにお考えでしょうか(事前に穴あけ作業をすとか)。また、スプレー缶の処理本数の想定は、ありますでしょうか。	穴の開いていないスプレー缶を人力で事前に穴を開けてプレス機に投入するか、場合によっては穴あけ機を導入し、プレス機で圧縮した時に起こる事故・火災等を未然に防ぐ処置を取って下さい。なお、処理本数の想定はありません。
52	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	14	第2章	第1節	1	(3)		計画処理量	「スプリングマットレスは、年間約1,000枚」とありますが、表皮類は可燃残渣として扱うものとし、焼却施設へ持ち込むにあたり裁断などの前処理は不要との理解でよろしいでしょうか。また、スプリング部は有価物として引き渡すとの理解でよろしいでしょうか。	スプリングマットレスの前処理については、基本的に表皮類とスプリングの仕分けのみです。 スプリング部については、お見込みの通りです。
53	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	14	第2章	第1節	1	(3)		計画処理量	「スプリングマットレスは、年間約1,000枚」とありますが、1,000枚のうちポケットコイル式のマットレスの比率をご教示ください。 ※1枚における前処理時間が違いすぎるため。	比率は把握していません。
54	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	18	第2章	第1節	8	(1)		稼働時間	トラブル等の予期せぬ事項が発生した場合、5時間を超えて運転することは可能でしょうか。	可能ですが、事前協議が必要です。
55	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	19	第2章	第1節	8	(2)		表2.1-9 設備方式	設備方式 びん処理施設 前処理設備において、破除袋機が明記されていますが、破袋機での「びん割れ」、「袋へのびんカレットの混入」等を考慮して、選別作業員での袋除去を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。
56	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	23	第2章	第1節	8	(3)		図2.1-2④ びん処理施設の基本 処理フロー（参考）	びんの透明、茶色、その他の組成割合は幾らでしょうか。	別添資料を参照願います。
57	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	24	第2章	第1節	8	(3)		図2.1-1⑤缶処理施設 の基本処理フロー （参考）	アルミ缶、鉄缶の組成割合は幾らでしょうか。	別添資料を参照願います。
58	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	天理市以外の搬入車両は10t車ですが、搬入物の混載は無いとの理解でよろしいでしょうか。	荷箱内を仕切り等で品目ごとに区切り、品目ごとに積込・荷下ろしが可能な状態で搬入される予定です。
59	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	表2中に10tコンパクター等とありますが、脱着車両と考えてよろしいでしょうか。	脱着車両のみを想定している訳ではありません。
60	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	天理市以外では直接持込車両は無いとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通り、山添村・川西町・三宅町からも直接搬入があります。

61	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第1節	9	(1)		表2.1-10 搬入車両	直接持込車両の頻度が(65)台となっておりますが、この台数が一度に來られると、計量機前で渋滞が発生し、門外の一般道でも渋滞が発生することが予想されます。計量機の前に何台の車両が並ぶ計画とすればよろしいでしょうか。	記載の台数はエネルギー回収型廃棄物処理施設への搬入台数も含むため、参考値となります。また、基本的に直接搬入は予約制を検討しているため、一度にこの台数が来ることはありませんが、ある程度集中しても敷地外での滞留が生じないよう余裕を持った待機長を検討願います。
62	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第1節	9	(1)		表2.1-10 搬入車両	直接持込車両：(65)台/日ですが、このうちエネルギー回収型廃棄物処理施設への台数の割合をご教示ください。	台数の割合は、現時点で把握していません。
63	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第1節	9	(1)		表2.1-10 搬入車両	天理市の車両種類で2～4tパッカー車等とありますが、各種別毎の車両をご教示ください。（びん、粗大ごみ 平ボディ車 缶、ペット、プラスチック、不燃、パッカー車等）	平ボディ車：ビン・粗大（パッカー車で破砕できないもの）・缶 パッカー車：ペット・プラ・不燃・粗大（パッカー車で破砕できるもの）
64	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第1節	9	(1)		表2.1-10 搬入車両	天理市以外 収集車両の最大が10t車両になっていますが、施設規模に対して収集車両での搬入量が多く、受入ヤードが必要になりますが、10t車両での搬入を計画する必要があるのでしょうか。例えば、缶 1.4t/5hに対して、10t車でまとめて搬入される場合、その他の搬入と合わせて集中し受入できない場合がありますが、そのようなことは想定されるのでしょうか。	複数の廃棄物を混載して運搬されることがあります（缶のみを10t車でまとめて運搬することは基本的にありません）。なお、質問回答No.58も参照願います。
65	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	直接持込車両の受付は予約制を採用する計画とのことですが、1日当たりの上限台数は民間事業者にて決定してよろしいでしょうか。	事業者の意見を参考にしますが、基本的には組合と天理市との協議によって決定します。
66	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第1節	9	(1)		搬入車両の種類	天理市、山添村、川西町、三宅町以外からの搬入車両は10t車ですが混載での搬入の場合、種別ごとに分別されての搬入との理解でよろしいでしょうか。 なお、荷下ろしに際して重機が必要となるのでしょうか。 ※必要な場合、重機の選定に必要な情報となります。	種別等については、質問回答No58、No64を参照願います。 重機については、受入施設の計画を踏まえ、どのような状況でも荷下ろしに対応できるよう検討願います。
67	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第1節	9	(2)		表2.1-11 搬出車両	可燃物、不燃物の搬出先は、4tダンプトラック以外の車両では、動線もしくは設備状況的に入場出来ないのでしょうか。	受注後の協議により、入場できる可能性はあります。
68	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	26	第2章	第1節	11	(1)		残渣・有価物等処分計画	「本施設で発生する処理後の可燃残渣、不燃残渣は、別途整備しているエネルギー回収型廃棄物処理施設へ運搬し焼却処理」とありますが、各々焼却処理するのであれば、可燃、不燃残渣を選別しなくても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	選別は必要です。なお質問回答No.69も参照願います。
69	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	27	第2章	第1節	11	(1)		残渣・有価物等処分計画	可燃残渣、不燃残渣は「エネルギー回収型廃棄物処理施設へ運搬し焼却」とありますが、不燃残渣も焼却処理するのでしょうか。また、焼却処理するのであれば、可燃と不燃を分別する意図をご教示ください。	焼却処理を予定しています。分別する理由は、将来的に処分先が変わり別々に処分する可能性があるためです。
70	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	27	第2章	第2節	1	(3)		悪臭	悪臭等の基準値を遵守している場合に、住民より苦情が発生した場合は、貴組合にて住民対応していただける事と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りですが、苦情の解消にご協力願います。
71	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	36	第2章	第5節	4	(1)		鉄工製作工場の選定	全国鉄骨評価機構の工場協定基準による「S又はHグレード」と明記されていますが、本建設業務の要求水準に沿う鉄骨溶接構造および階高などの建屋規模から「Mグレード」認定工場による製作が十分可能な範囲である為、鉄骨製作工場の選定基準に「Mグレード」を認めていただけないでしょうか。	要求水準書の通りとします。
72	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	37	第2章	第6節	1			試運転	「処理対象物の受入方法については、原則として第Ⅱ編 運営・維持管理業務編「第3章、第1節受付・管理業務及び第4章、第2節施設に係る運転管理業務、1.搬入管理」に従うものとする。」とありますが「第3章、第2節受付・管理業務及び第4章、第3節施設に係る運転管理業務、1.搬入管理」と読替えてよろしいでしょうか。	質問の記載はありません。 要求水準書を熟読願います。
73	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	38	第2章	第6節	3			処理残渣及び有価物等の取扱い	本項に記載の有価物には、一般的にリサイクル品として引取しているプラスチックやペットボトルの梱包品やびん等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	有価物として取引できるものは含まれます。

74	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	38	第2章	第6節	5	(2)	2)		余剰電力の売電収入	本計画において太陽光発電等は計画していますが、売電設備費と売電利益がLCC的に合わない為、売電を考慮しておりません。当項目は無いものとして良いでしょうか。	売電収入がある場合に該当する項目ですが、収益を伴う計画を要求するものではありません。なお、第1章、第2節、1. 共通事項（4）も参照した計画をお願い致します。
75	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	40	第2章	第7節	3	(3)				「引渡性能試験は2日以上試験を行う」と明記されています。予備性能試験は1日となっています。引渡性能試験も1日の試験でよろしいでしょうか	要求水準書の通りとします。
76	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	43	第2章	第8節	1				契約不適合責任期間	予期せぬ事故や火災及び天災等により、施設の損傷が発生した場合、別途費用は負担していただけるのでしょうか。	お見込みの通りです。
77	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	43	第2章	第8節	1	(1)	1)		設計の契約不適合	「事業提案書、設計図書において提示される耐用年数に対して、未達の場合は、すべて建設事業者の責任において改善すること。」と明記されていますが、ごみ質の変化（例えば、ガラス・陶器等のごみ量増加、小火災の多発等による散水量の増加等）が原因と考えられる場合はご協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
78	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	58	第2章	第12節	10	(2)			地中障害物	予期せぬ地中障害物があった場合、別途費用を負担していただけるかと考えてよろしいでしょうか。	状況にもよりますが、基本的にはお見込みの通りです。
79	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	60	第2章	第12節	10	(8)			施工方法及び建設公害対策	「濁水の発生を軽減する」と明記されていますが「濁水を極力敷地外へ出さないようにします」と読替えてよろしいでしょうか。	ご提案（敷地外へ濁水を出さない）は、要求水準書の要求に合致しています。なお濁水は「極力出さない」ではなく、濁水処理プラント等で適切に処理後、排水又は循環利用して下さい。
80	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	60	第2章	第12節	10	(10)			作業日及び作業時間	作業日、作業時間は、監督員様とご協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	協議は可能です。
81	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	62	第2章	第13節		(4)			完成図書	「竣工原因(制作図含む)」と明記されていますが、建築図面・配置図承諾申請図書に添付する機器図面と考えてよろしいでしょうか。製作図は各メーカーおよび弊社の技術情報であり開示できません。	要求水準書の通り、設置した機器等の完成図（製作図を含む）も竣工図書として提出が必要です。
82	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	64	第3章	第1節	1	(1)			歩廊・階段・点検床及び通路	構造につきましては「ファインフロー」同程度の有孔鋼板を採用してもよろしいでしょうか。	実施設計時に性能が同等以上と組合が判断できる場合は可とします。
83	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	70	第3章	第2節	1				計量機	計量伝票に関する留意事項があれば、ご教示ください。	計量は、品目ごと、市町村ごとが必要です。また、直接持込者は持込総重量がわかり、支払いに反映できることが必要です。
84	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	70	第3章	第2節	1	(2)			数量	運用上の効率化の為、敷地内のそれぞれ別箇所を設置してもよろしいでしょうか。数量は要求水準書通りのものとします。	要求水準書に記載の通り、可能です。
85	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	72	第3章	第2節	2	(5)	9)		プラットホーム特記事項	「消臭液噴霧ノズル」の設置が明記されていますが、プラットホームにノズルを設置した場合搬入者に消臭液が掛かる可能性が高く、効率が悪いため、臭いのでる受入ヤードへの噴霧と読替えてもよろしいでしょうか	要求水準書に記載の通り、受入ヤード、ホッパ等の必要な個所に設けて下さい。
86	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	72	第3章	第2節	3	(5)			プラットホーム出入口扉	型式について横開きを基本とするとありますが、その他の型式指定事項はありますか。	その他の型式指定事項は、要求水準書記載以外に現時点ではありません。
87	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	74	第3章	第2節	4	(3)	4)	②	受入ヤード びん特記事項	「火災対策として消火用散水装置を設ける」と明記されていますが、弊社実績から本受入ヤードからの発火実績はありません。提案によるものと考えてよろしいでしょうか	袋詰めのまま貯留されるため、要求水準書の通りとします。
88	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	87	第3章	第4節	5	(4)	1)		プラ製容器圧縮梱包機 特記事項	「自動的に計量・排出」と明記されていますが、計量とは成形品個数と考えてよろしいでしょうか。	個数と重量を指します。また、ペットボトル圧縮梱包機も同様とします。
89	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	87	第3章	第4節	6	(1)			形式	「[囲い式、屋内型]」と明記されていますが、他の成型品と合わせた貯留を考えています。安全を考慮した提案をさせていただいてよろしいでしょうか	原則、[囲い式、屋内型]としますが、実施設計時に性能が同等以上と組合が判断できる場合は可とします。
90	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	88	第3章	第4節	6	(4)	1)		圧縮成型品ストックヤード 特記事項	「パレット積み」と明記されていますが、成形品のサイズから提案させていただいてよろしいでしょうか	原則、[パレット積み]としますが、実施設計時に性能が同等以上と組合が判断できる場合は可とします。

91	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	101	第3章	第9節	2	(4)	2)		バグフィルタ特記事項	「自動で排出できる構造」と明記されていますが、自動で袋詰めした後に、作業者により袋を縛り・取出し・排出という考えでよろしいでしょうか	可とします。
92	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	101	第3章	9節	2	(4)	2)		バグフィルタ特記事項	「捕集した粉じんは、自動で排出できる構造」とありますが、上記に記載の「発じんさせないように袋詰め」した後に自動で袋詰めする構造と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
93	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	103	第3章	10節	2	4)				「水槽類は共通休炉に維持管理が容易に・・・」とありますが、本施設には不要と考えてよろしいでしょうか。	当該質問の記載はありませんが、水槽類等については、要求水準書の通りとします。
94	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	112	第3章	第14節	1	(4)	2)		空気圧縮機特記事項	「湿気及び粉じんなどによる汚染のない場所に空気取入口を設け、清浄器ならびに消音器を経て吸気すること。」と明記されていますが、本機器での圧縮空気は計装用に使用する目的はありません。よって工場内の空気を吸気するものとさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとしますが、機器承諾時に工場内での吸気でも支障がない（場所からの吸気である）と組合が判断できる場合は、提案を可とします。
95	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	113	第3章	第14節	5	(2)	③		工場棟	本項に記載のパッカー車、重機乗車体験ですが、安全管理上でも作動しない状態での乗車体験との理解でよろしいでしょうか。	乗車体験に関してはお見込みの通りです。ただし、ごみの積込体験を実施する場合もございます。
96	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	113	第3章	第14節	5	(1)			説明用調度品 工場棟	「仕様等は、エネ回収施設の説明調度品と整合を図る」と明記されていますが、他社のご提案内容と整合させることは、困難です。（建設業務予定価格が乖離しています。マテリアル施設がエネ回収施設に仕様等を合わせることは無理があります）提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	原則要求水準書の通りと致しますが、提案を基に設計協議等を行い両事業の調整を図りますのでご配慮願います。
97	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	114	第3章	第14節	7				作業用重機及び運搬車両	建設事業者が準備する作業用重機及び運搬車両ですが、113頁 5.説明用調度品（2）に記載の重機乗車体験に使用する重機も含まれるのでしょうか。	要求水準書記載の通り、事業者手配となります。
98	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	117	第4章	第1節	2	(1)	3)		備蓄品	本項では「300人が3日程度」と明記されていますが、126頁⑥防災備蓄倉庫の規模に「120人程度」と明記されています。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。ご教示願います。	当該質問のような記載はありません。どちらも300人程度となっていますので、要求水準書を熟読願います。
99	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	117	第4章	第1節	2	3)			災害対策特記事項	備蓄品について建設事業者もしくは運営事業者どちらが初回分を納入しても良いでしょうか。	可とします。
100	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	122	第4章	第2節	2	(1)	9)		仕上げ塗装	「鉄骨の見え掛り部は錆止め塗装の上DP 仕上げ」とありますが、屋内についてはS O P 塗装、または錆止め塗装までと考えてよろしいでしょうか。	屋内外に関わらず、要求水準書の通りとします。
101	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	123	第4章	第1節	2	(1)	④		運営事業者事務室	工場棟の運営事業者事務室で行う打合せにおいて、本組合員と構成市町村職員の各人数をご教示ください。	本組合職員3～4名程度が打合せを行うと想定しています。構成市町村の職員が入るような打合せは具体的には考えておりません。
102	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	124	第4章	第2節	2	(2)	4)		管理棟計画	啓発施設の運営事業者事務室と工場棟職員用事務室は兼用が良いでしょうか。	提案に委ねますが、将来、啓発事業者が新たに参入する場合に支障がないよう計画して下さい。
103	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	126	第4章	第2節	2	(2)	④		書庫	設置室数：2室とありますが、所要面積を確保した上で1室にまとめても宜しいでしょうか。また、まとめた場合に可動間仕切り等で1室を2室に分ける配慮は必要でしょうか。その際、書庫出入口は2ヶ所以上必要ですか。	要求水準書の通りとします。
104	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	126	第4章	第2節	2	(2)	⑥		防災備蓄倉庫	エントランスホールに隣接とあります。エントランスホールを吹抜けにした場合、2階に倉庫設置でもよろしいでしょうか。	提案によるものとしますが、災害時の運用を考慮した配置を計画下さい。
105	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	136	第4章	第3節	1				土木工事	計画の上で場内利用可能量を上回る残土発生により場外処分を予定しております。その費用軽減と残土の有効利用のために可能な限り場内で利用するにあたりまして、敷地西側隣地境界沿いも盛土にて現況地盤より高くする必要があります。この場合において敷地西側隣地境界沿いに擁壁を築造してもよろしいでしょうか。	可とします。 事業敷地西側に設置する場合は、近隣家屋に圧迫感がないように計画をして下さい。
106	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	136	第4章	第3節	1				土木工事	質疑No. 105の擁壁については、法的な条件以外で高さの制限はありませんでしょうか。ありましたら、具体的にご指示頂きたい次第です。	現時点では特にありませんが、詳細は受注後の設計協議時によるものとします。 なお、事業敷地西側に設置する場合は、近隣家屋に圧迫感がないように計画をして下さい。

107	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	138	第4章	第3節	2	(4)	3)	①	囲障	雨水調整池外周部に意匠性に配慮した囲障を配置すること。とありますが、今回は埋設貯留式での設置検討の為に必要無いと思われま す。考慮しないでよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通り、埋設貯留式とする場合は、お見込みの通りです。
108	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	141	第4章	第4節	4	(4)	6)		屋外トイレ	設置トイレは、マンホールトイレと読み替えてもよろしいでしょうか。	不可とします。 なお、設置個所については、提案によるものとし、収集職員用、イベントや来訪者用に屋外に設置する場合、当該トイレを含んで対象となります。
109	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	142	第4章	第4節	7	(1)			エレベーター	見学者用については、計画により工場棟と管理棟を1基兼用としてもよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとしますが、見学者動線、配置計画によっては提案を認めることもあります。
110	要求水準書（第Ⅰ編建設業務編）	145	第4章	第5節	5	(6)	6)		電話・通信設備仕様 設置位置	PHSの併用を明記されていますが、運営維持管理上トランシーバの使用が実用的と考えます。提案とさせて頂いてよろしいでしょうか	原則、[PHSの併用]としますが、機器選定時に性能が同等以上と組合が判断できる場合は可とします。
111	要求水準書補足資料：マテリアルリサイクル推進施設								天理市事業用地	貴組合発注本工事にて、天理市事業用地の造成工事及び防災調整池構築工事を行うことに関して、工程計画及び見積りにおいて考慮が必要となる手続き・作業があればご教示願います。	開発事前協議や宅地造成工事等の申請やテニスコート等の既設物の解体工事等の工程を考慮しておくことが必要と思われる
112	要求水準書補足資料：マテリアルリサイクル推進施設								天理市事業用地	天理市事業用地整備完成後、天理市事業用地へアクセスする車両は、マテリアルリサイクル推進施設事業実施区域を通過しないとの理解でよろしいでしょうか。出入口を共用することは可能か。	本施設から天理市事業用地への通過車両は、現段階ではありませんが、天理市事業用地から本施設へは、直接一般持ち込み車両の通過が可能な動線として下さい。 また、出入口については、現時点では共用は不可としますが、警察を含む関係機関協議が必要となるため、受注後の設計協議で決定致します。
113	要求水準書（第Ⅱ編運営・維持管理業務編）	3	第1章	第1節	6				事業範囲	本運営・維持管理業務の実施にあたり、居室や運営事業者の通勤車の駐車場などの利用に際して、業務履行に必要な事項として賃料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
114	要求水準書（第Ⅱ編運営・維持管理業務編）	8	第1章	第3節	13				新型コロナウイルス感染症対策	政府の考える施策以外に想定している内容があればご教示ください。 また、政府により緊急事態宣言など発令され本事業地も該当した場合、啓発施設の開場などについて必要に応じて貴組合との協議で対応しているとの理解でよろしいでしょうか。	コロナ対策は提案によるものとします。 緊急事態宣言に関しては、対応を協議するものとします。
115	要求水準書（第Ⅱ編運営・維持管理業務編）	8	第1章	第3節	14	(1)			災害発生時の協力	「・・・運営事業者はその保管、処理処分に協力すること」、とありますが、この場合の対価の支払いは「運営変動費」で、対応規模によっては運営固定費の見直しもあるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
116	要求水準書（第Ⅱ編運営・維持管理業務編）	8	第1章	第3節	14	(2)			災害発生時の協力	本施設へは分別などの前処理がなされた状態で搬入との理解でよろしいでしょうか。 また、一次仮置き場としての位置づけでは無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ただし、やむを得ない事由により対応をお願いする場合は、ご協力願います。
117	要求水準書（第Ⅱ編運営・維持管理業務編）	10	第1章	第4節	5	(4)			本業務期間終了時の引渡し条件	「・・・引き渡し後に大規模改修が必要ない状態であること」とありますが、必要のない期間とは具体的にどの程度でしょうか。また、大規模改修の定義についてご教示ください。	大規模改修とは、施設を構成する重要な設備や機器で概ね10～15年ごとに実施する大規模な工事を指します。 必要のない期間とは概ね5年程度を考えていますが、詳細は受注後の協議によるものとします。
118	要求水準書（第Ⅱ編運営・維持管理業務編）	13	第2章	第2節	(3)				表2.2-1 第3種電気主任技術者	電気主任技術者の配置は、電気事業法施行規則第52条第2項の規程による保安管理業務外部委託承認制度により、保安協会へ委託とすることでよろしいでしょうか。	可とします。
119	要求水準書（第Ⅱ編運営・維持管理業務編）	14	第3章	第2節	1	(3)			受付管理	貴組合で現在実施している搬入者の確認、受入監視方法、持ち帰り指導などについてご教示ください。	本組合では、現在実施しておりません。 なお、構成市町村については、一般的な確認方法を実施しており、搬入者に対して、計量時の目視確認やプラットフォームでの展開検査により、ごみの分別等受入基準を満たしていることを確認しています。また、基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、指導を行っています。

120	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	14	第3章	第2節	4	(1)		ごみ処理手数料の徴収等	・・・天理市が直接料金を徴収するため・・・、とありますが、これは運営事業者職員が料金徴収することは無く、つり銭の準備も不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
121	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	14	第3章	第2節	4	(2)		ごみ処理手数料の徴収等	直接搬入者以外のごみはごみの種類により料金単価が異なる、とありますが、天理市の直接搬入者のごみは、ごみの種類による差は無く単一料金単価となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
122	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	15	第3章	第2節	5			受付時間	月曜日から金曜日の受付時間は8時から17時とありますが、12時から13時は昼休みとして受付休止できるとの理解でよろしいでしょうか。	昼も受付をお願いします。
123	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	15	第3章	第2節	5			受付時間	「電話受付時間は…」と有りますが、本項での電話対応はごみの搬入予約や工場棟業務に関する問い合わせに関する内容であり、[添付資料7]第2章での受付業務（施設予約や見学に関する内容等）とは異なる業務との理解でよろしいでしょうか。 なお、上記の場合、それぞれが使用する代表の電話番号は貴組合で設定されたとの理解でよろしいでしょうか。 ※[添付資料1]より費用分担は解るのですが、公共施設のため電話番号の設定は事業者では行わないと考えています。	受付業務については、お見込みの通りです。 電話番号については、運営開始までに決定します。
124	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	15	第3章	第2節	5			受付時間	要求水準書 第Ⅰ編 建設業務編 第2章 第1節 1. (3) 6において「中間処理設備の年間稼働日数」は243日としていますが、施設の開場日は土曜日の8時から12時も実施することとなっています。事業計画で算定する用役（電力、用水など）などは、本項の条件に基づいて算出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
125	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	16	第4章	第2節				災害廃棄物の受入処理	・・・年間稼働日数を増やすこと等を含め、可能な協力を行うこと・・・とありますが、状況により稼働日数を増やした場合、人件費などの運営固定費の支払いについて別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
126	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	16	第4章	第3節	1	(2)		搬入管理	「運営事業者は…荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。」とありますが、要求水準書 第Ⅰ編 建設業務編 第2章 第1節 9. (1) 表2.1-11の天理市、山添村、川西町、三宅町以外からの10t車による搬入時の荷下ろし方法をご教示ください。 また、再計量とありますが搬入車に積載した状態で種別ごとに計量するなど、再計量方法についてご教示ください。	要求水準書に記載の通り、指示及び補助を行う対象は、直接搬入車です。 また、荷下ろし方法については、受入方法が未定のため、提案及び実施設計段階での協議にて決定します。
127	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	16	第4章	第3節	1	(3)		搬入管理	「運営事業者は展開検査を実施すること。」とありますが、予定されている搬入物の種類、実施頻度についてご教示ください。	種類は全種類としますが、種類ごとの頻度については、提案によります。参考として、現在、天理市では週1回程度行っています。
128	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	17	第4章	第3節	7			資源化物の取り扱い	有害ごみの引取業者は国内で限られており、引取業者によっては輸送時を考慮して専用容器を準備されるなど有ります。本事業では保管および搬出時の容器の準備は事業者所掌外との理解でよろしいでしょうか。 なお、容器の準備が事業者範囲内となるのであれば、事業費に影響するため搬出形態をご教示ください。※例) 蛍光管は直管、丸管など分別する。電池、鏡、水銀含有物それぞれ分別する等	保管容器は引取り業者が準備する場合を除き、事業者で確保願います。資源物の引き取り業者は入札により決定するため、年に3～4回変更の可能性が有ります。現時点では貴社の知見に基づき過不足ないものを想定願います。
129	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	17	第4章	第3節	7			資源化物の取り扱い	新型コロナウイルス感染症などの影響により、資源化物の搬出が滞り施設内保管が出来なくなるなどの場合については、貴組合にて代替保管場所の確保をして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本質問のような状況が想定される場合、事前に受入の可否も含め協議の上、決定します。
130	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	20	第5章	第3節				表5.3-1 消防用設備の法定点検	表5.3-1の法定点検、検査項目（参考）において、消防用設備の「外観点検3月に1回以上」「機能点検6月に1回以上」とありますが、現行の法令・施行規則における「機器点検6月に1回以上」との理解でよろしいでしょうか。	法を守るのは当然のこととして、表5.3-1を参考に、適切な保守管理計画の策定をお願いします。

131	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	23	第5章	第6節	(2)			精密機能検査等	運営事業者の実施する機能検査は、事業者自らが実施しても問題ないとの理解でよろしいでしょうか	お見込みの通りです。
132	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	24	第6章	第2節				本施設の測定管理業務	表6.1-1に記載の大气、騒音、振動、悪臭の4地点とは敷地境界との理解でよろしいでしょうか。また、敷地境界の測定点は、建設事業者による引渡し性能試験の時と同様の場所で問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りですが、具体的内容等については設計協議等で決定することとします。
133	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	24	第6章	第2節				本施設の測定管理業務	表6.1-1に記載の鉄類、アルミ類の破砕・選別後の純度について、運営事業者による実施で問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
134	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	26	第7章	第6節	(2)			災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	通常時の備蓄品管理や更新は運営事業者の所掌として、災害発生時に備蓄品を貴組合の指示のもと、備蓄品の配布をした場合の補充については、貴組合所掌との理解でよろしいでしょうか。	災害発生時に関してはお見込みの通りです。なお、(2)に示す通り、通常時は事業者により更新が必要です。
135	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	27	第8章	第5節	(1)			施設警備・防犯	運営事業者は「機械警備並びに警備員等による場内の・・・」とありますが、警備員の配置については、これまでの実績に基づき配置の可否を検討して問題ないでしょうか。	原則、要求水準書に記載の通りとしますが、警備員がいなくても施設の警備・防犯に支障がない体制・計画となっていると組合が判断できる場合は可とします。
136	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	29	第9章	第3節	(3)			周辺住民対応	すでに組合様と住民との間で結ばれている協定等がございましたらご教示ください。	現時点ではありません。
137	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	29	第9章	第3節	(6)			周辺住民対応	周辺住民等を含む本施設の各協議会及び委員会・・・とありますが、具体的な自治会名や協議会、委員会の名称をご教示ください。また、本協議会等から計画段階において資料を要求された実績がございましたら、差し支えない範囲で結構ですので、ご教示ください。	現時点ではありません。
138	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	33	第10章	第16節				ホームページの作成及び管理	本項で記されるホームページと「添付資料7. 啓発施設に関する要求水準 第3節 (4)」に記されるホームページは同様のものとの考えでしょうか。同様であれば、6年目以降の受託業者が運用を引き継ぐものと考えますが、運用性や管理面、セキュリティ等を考慮すると使用頻度が多いと思われる啓発事業主体での業務として扱って問題ないでしょうか。また、ホームページは、貴組合構成市町村のホームページとリンクさせるなどの考えかご教示ください。	現時点では不可とします。ホームページについては、お見込みの通りです。
139	要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	35	第11章	第2節				表11.2-1 具体的なモニタリング手順（案）	貴組合の定期モニタリングの実施体制、頻度についてお考えがあればご教示ください。	組合職員が、3名以上で1回/月以上実施を想定しています。
140	[添付資料7] 啓発施設に関する要求水準	3	第2章	第3節	(2)	②		施設利用業務	「本組合が定めた利用規約等に基づき、利用料金の徴収等を行い管理すること。」とありますが、利用規約等は貴組合が定めるとの理解でよろしいでしょうか。また、徴収する料金の運用（納付、つり銭の準備や管理方法等）についても利用規約等で示されるとし、利用規約等により事業者の負担になる内容は無いようにご配慮いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 ※本業務の履行に際して、つり銭は啓発事業者が準備するとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金等の条例については、お見込みの通りです。ただし、詳細な施設利用規約については、事業者にて提案するものとし、組合が承諾するものとします。
141	[添付資料7] 啓発施設に関する要求水準	4	第2章	第4節	(3)	①		図書の管理	図書コーナーの書籍は貴組合にて準備するとの理解でよろしいでしょうか。なお、事業者の適正なる管理のもと、図書の破損・紛失等については、事業者の責によらないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
142	[添付資料7] 啓発施設に関する要求水準	5	第2章	第5節				各種プログラム開催業務	「各代表者等による委員会等を設立し、委員会の運営も含めて行うこと。」と有りますが、各代表者等とは「構成市町村、本組合並びに地元等の各種団体」のことでしょうか。なお、各代表者様は、今回の本事業における仕様をご理解いただいたうえで委員会活動を実施出来るものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

143	[添付資料7] 啓発施設に関する要求水準	5	第2章	第5節	(1)			各種プログラム開催業務 「常設プログラム」	テレワークサービスの提供において、コピー印刷などを実施する際、有償での提供とお考えでしょうか。 有償の場合、料金の徴収は事業者の提案する方法が良いとの理解でよろしいでしょうか。	有償での実施プログラムを検討する場合、事前協議とします。 また、料金徴収については、組合と協議により決定します。
144	[添付資料7] 啓発施設に関する要求水準	5	第2章	第5節	(2)			各種プログラム開催業務 「イベントの開催」	イベントの開催ですが、有料または無料開催とするのか、また、イベント開催に伴い行政財産借用に伴う使用量の負担などについても貴組合のお考えをご教示ください。 なお、有料開催とした場合、収益は事業者には帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	イベント内容によっては、関係機関協議が必要となるため、各イベントの内容毎に判断となります。
145	[添付資料7] 啓発施設に関する要求水準	5	第2章	第5節	(2)			各種プログラム開催業務 「イベントの開催」	イベント開催に伴う制約条件についてご教示ください。 ①火気を使用するイベントは可能ですか。 ②飲食を伴うイベントは可能ですか。 ③実施に伴う時間の制約は有りますか。(何時から何時までなど) ④騒音に関する規制は有りますか。	質問回答No. 144と同じ。
146	[添付資料(運営) 1]ユーティリティ等費用分担	1	1	表1				組合諸室の費用負担	「電話/FAX/複合機」「テレビ」の機材は、納入は事業者にて行い修理・更新などは貴組合との認識でよろしいでしょうか	お見込みの通りです。
147	様式7-1及び全般								「※1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。(したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第1位を四捨五入すること。)」とありますが、四捨五入されて表示されることから合計と誤差が生じる事が考えられます。その場合は、合計値が正として扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
148	様式7-1及び全般								「※変動費はマイナスにならないようにすること。」とありますが、どの様な意味かご教示ください。	収益との関係で、変動費がマイナス(事業者から費用の返還がある)ことを避けるための、念のための記載です。
149	様式7-3							運營業務委託費	運営委託費A: 4から7行目の各年度に入力する数値は、様式7-6から9:年間委託料の欄の数値を入力するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ただし、単位に注意願います。
150	様式7-3							運營業務委託費	運営委託費B: 9から13行目の各年度に入力する数値は、様式7-10:年間委託費(調整後)の欄の数値を入力するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、変動費単価(19~23行目)を様式7-10の変動費単価(調整後)とし、変動費単価にごみ量(14~18行目)を乗じて算定することでも問題ありません。
151	様式7-6-2							運営固定費I(その他経費)	運転指導期間中の従業員人件費などの費用は本書への記載で良いのでしょうか。また、費用の入力は初年度への記載でよろしいでしょうか。	様式7-5:開業費(運営固定費)は、SPCを設立しない場合は不要としていますが、SPCを設立しない場合でも運営開業前に準備費用が必要な場合は、本様式をご利用下さい。したがって、お問い合わせの場合は様式7-5に計上願います。
152	その他								本敷地(天理市事業実施区域含む)に隣接する箇所には民家がありますが、住民は在住でしょうか。また、工事中に振動や音が発生しますが、問題ないのでしょうか。	在住されています。法に基づく基準を守ることはもとより、できるだけ影響が少なくなるよう配慮願います。
153	その他								運用上の効率化を図る為、家屋倒壊等氾濫想定区域内(想像線より北側)に計量機の設置を認めていただけないでしょうか。	可とします。 ただし、氾濫が発生した場合、入札説明書 添付資料-7 リスク分担(26)不可抗力リスクの対象から除外し、増加費用は全額事業者負担とします。なおこの場合、復旧までの間の計量機の代替設備も必要となります。